

# 国立大学法人埼玉大学教育学部附属学校職員 会議規程

〔平成16年4月1日〕  
規則第 51号

改正 平成20. 4. 1 20規則13

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第12条第2項の規定に基づき、職員会議に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本学教育学部の各附属学校に、職員会議を置く。

(構成)

第3条 職員会議は、校長（幼稚園にあっては、園長。以下同じ。）、副校長（幼稚園にあっては、副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭をもって構成する。

2 職員会議は、必要に応じて構成員以外の職員を参加させ、意見又は説明を求めることができる。

(任務)

第4条 職員会議は、校長の職務の円滑な執行に資するため、次に掲げる事項について、職員間の意思疎通並びに共通理解の促進を図り、職員の意見交換を行う。

- (1) 附属学校の教育方針に関する事項
- (2) 附属学校の教育目標に関する事項
- (3) 附属学校の教育計画に関する事項
- (4) 附属学校の教育課題への対応方策等に関する事項
- (5) その他校長が必要と認める事項

(管理・運営)

第5条 職員会議は、校長が主宰する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、職員会議に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 4. 1 20規則13）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。